

行田市地域公共交通計画の策定について

1 地域公共交通計画とは

- ★地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づいた法定計画
- ★「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」
- ★地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項による地域公共交通計画作成の努力義務化

2 計画作成の目的

総合振興計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画等の関連する計画との整合性を図りながら、公共交通における長期的な基本方針を示すとともに、地域の特性にあった持続可能な公共交通体系を確立する。

3 計画の位置づけ

第6次行田市総合振興計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）

◆基本目標4「快適な住環境が調ったまちをつくる」

▲政策3「だれもが便利に移動できるまち」

●政策分野2「公共交通の充実」

【将来のまちの姿】日常生活に必要なバスなどの地域公共交通が確保されている

4 行田市公共交通計画の基本事項

計画の区域：行田市全域

計画の対象：鉄道・路線バス・循環バス・タクシー（デマンドタクシー）、福祉有償運送、
スクールバス

計画の期間：令和5年度から令和9年までの5年間

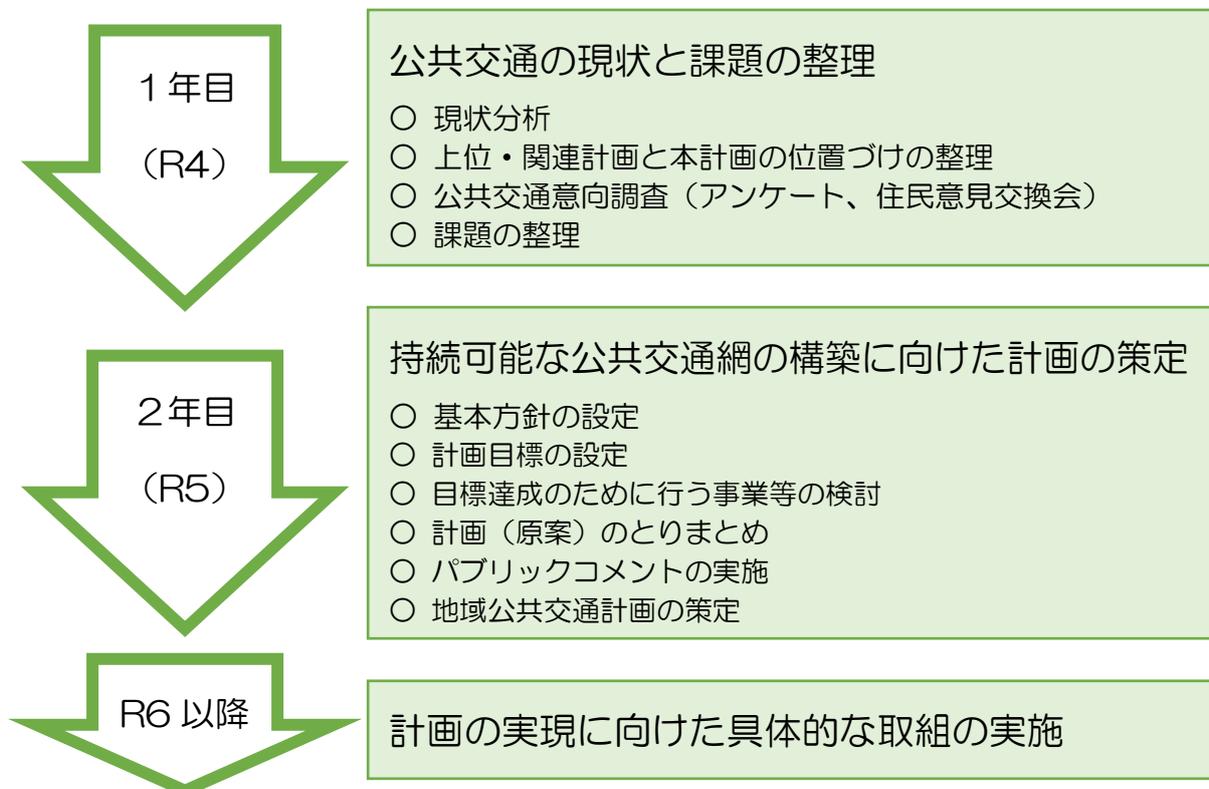
5 公共交通における全国的な問題点

- ・公共交通機関の利用者の減少
- ・交通事業者の運転士不足
- ・運転免許証返納者の増加

6 行田市の公共交通をとりまく主な課題

- ・ JR 行田駅をはじめとする各駅へのアクセス向上
- ・ 市内循環バスの利用者及び運賃収入の減少への対策と各コースのあり方
- ・ デマンドタクシーの登録者及び利用者の増加と拡充要望への対応
- ・ 民間路線バスに対する補助金交付額の増加

7 策定スケジュール案（令和4年度～令和5年度）



8 行田市立地適正化計画との一体的公募型プロポーザルによる業者選定

- ・ 地域公共交通計画は、都市計画等との調和が保たれたものでなければならない（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第6項）
- ・ 立地適正化計画と地域公共交通計画は、整合をもって効果的に機能するよう、十分に調整を行うべきであり、必要に応じて、両計画を一体的に策定することも考えられる。
（都市計画運用指針）
- ・ 行田市地域公共交通計画作成業務委託は、行田市立地適正化計画作成業務委託と一体的な公募型プロポーザルを実施し、同一事業者への発注により、両計画の整合性や連携を強化する。
- ・ 業務委託費については、国庫補助「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）」を活用する。 ※ 当該補助金の内示額 1,144,000 円

《プロポーザル実施スケジュール》

期 日	内 容
令和4年5月27日（金）	実施公告・ホームページ公表による参加申込開始
6月2日（木）	質問締切
6月10日（金）	質問に対する回答
6月15日（水）	参加申込、一次審査提出書類締切
6月22日（水）	一次審査決定
6月29日（水）	二次審査提出書類締切
7月7日（木）	プレゼンテーション審査
7月15日（金）	選定結果通知